

滋賀南郷ボーイズ



チーム会則

(総則)

第1条 本チームは、滋賀南郷ボーイズと称する。

第2条 本チームの事務局は、栗東市小野に置く。

第3条 本チームは、日本少年野球連盟に加盟し、その目的と指示に従う。

(目的及び事業)

第4条 本チームは、硬式野球を愛好する少年に正しい野球の在り方を指導し、野球を通じて心身の練磨とスポーツマンシップを理解させることに努め、規律を重んじる明朗な社会人になるための基礎を養成し、次代を担う少年の健全な育成を図ることを目的とする。

第5条 前項の目的を達するため、次の事項を行う。

- (1) 硬式野球の指導
- (2) 連盟が主催する大会への参加
- (3) 地区大会への参加
- (4) その他、目的達成に必要な事業

(入会資格)

第6条 心身ともに健康な中学生を対象とする。

第7条 入部は、チーム指定の入部申込書と誓約書に必要事項を記入し押印のうえ、チーム代表者に提出する。

第8条 前項の手続きを経て入会金(別掲)の納入をもって入部を認める。

(会計及び会費)

第9条 本チームの収入は、次のとおりとする。

- (1) 入会金
- (2) 会費
- (3) その他の協力費、広告料等
- (4) チームの趣旨に賛同する個人及び団体等の寄付金等

第10条 チームの会計年度は、毎年9月1日から翌年8月31日までとする。

第11条 入会金、会費及び滋賀大会協賛金は次のとおりとし、納金については、チームの定める日とする。

- (1) 入会金 20,000円
- (2) 会費 13,000円/月

※ ただし、兄弟で在団の場合は、2人目以降は10,000円とする。(1人目の卒団月まで)

- (3) 滋賀大会協賛金 30,000円

上記(1)～(3)は、理由のいかんに拘らず返金しないものとする。

(役員及び役割)

第12条 本チームには、代表、副代表、監督、コーチ、マネージャー、会計、会計監査、保護者会会長を置く。

- (1) 代表は、チームの代表としてチーム内外の会務を統括する。

- (2) 副代表は、代表を補佐し、また代表の支障のある時はその任務を代行する。
- (3) 監督は、野球技術、健全な心身の育成と正しい規律を指導する。
- (4) コーチは、監督を補佐し、監督の支障のある時はこれを代行する。
- (5) マネージャーは、代表、副代表及び監督と選手及び保護者会とのパイプ役にあたる。
- (6) 会計は、チームに関わる全ての収入及び支出を把握し、全保護者に決算報告を行う。
- (7) 会計監査は、会計、財務の監査を行い。その結果を総会に報告する。
- (8) 保護者会会長は、上級生の学年代表とし、父母会を統括・運営する。

(役員任期と選考)

第13条 任期

- (1) 代表、副代表、監督、コーチは、本人の支障のない限り、任期は問わない。
- (2) 上記以外の各役員任期は、9月1日から翌年8月31日までの1年とする。(再任は妨げない。)

第14条 選考

- (1) 前条(2)の役員選考は、選手の保護者から毎年8月中旬までに行い。代表が任命し総会に報告し承認を受けるものとする。
- (2) 途中から就任した役員任期は前任者に残任期とする。
- (3) 役員が任期中にチームの名誉を毀損又は、趣旨に反する行為及び行動がある場合は、役員会の審議により解任できる。

(総会及び役員会)

第15条 総会は、毎年1回必ず行う。また臨時においても代表が総会を招集することができる。

第16条 総会の議長は、その都度保護者の互選にて決定する。

第17条 総会は、委任状を含め会員総数の3分の2以上をもって成立し、議事は過半数で可決する。賛否同数の場合は、議長の決するところによる。

第18条 役員会は、必要に応じて開催するものとする。

(行事及び運営)

第19条 年間行事は、役員と保護者で協議を行い、役員会で決定し実行する。また、突発的な諸問題については、その都度、役員会にはかり協議決定する。

第20条 役員会での決定事項は、速やかに保護者に報告し、保護者の協力をもって運営する。

(連絡)

第21条 部員の怪我、病気、学校行事等やむを得ない理由により、練習等に参加できない場合は、速やかに監督、若しくはマネージャーに届けること。

第22条 遅刻及び早退についても前条と同一とする。

第23条 部員間の連絡は、連絡網を通じて行う。この連絡網はその都度作成する。

(表彰)

第24条 次の各項目に該当すると思われる場合は、役員会にて審議のうえ、これを表彰する。

- (1) チームに名誉となる行動をした場合。

- (2) チームに誠実で他の部員の模範となった場合。
- (3) 年間を通じ優秀な成績を修めた場合。
- (4) その他、上記に類する行いがあった場合。

(脱会及び休部)

第 25 条 チームの趣旨に反し、またはチームのルールを乱した場合は、役員会にて審議し部員資格を剥奪する。

第 26 条 資格を失った場合、納入金は返納しない。

第 27 条 資格を失った場合、チームよりの借用物は速やかに返納すること。

第 28 条 休部の場合、原則としてその期間の会費は納入しなければならない。但し、理由によっては、役員会に諮り了承を得られれば、免除することができる。

(傷害保険)

第 29 条 本会に所属する選手及び指導者は、スポーツ傷害保険に加入する。
保険料は、別途徴収する。

第 30 条 チームの行事中の事故については、前条保険の給付を受けることができる。

第 31 条 但し、行事中の事故については、チームとして応急処置のみとし、保護者の負担になることがあっても一切異議申し立ては行わない。

(慶弔及び傷病見舞)

第 32 条 部員第一親等(両親)の死亡時は、チームより 10,000 円を慶弔金とする。

第 33 条 部員が傷病により入院し、その期間が一週間を超えた場合、10,000 円を見舞金とする。

(補足)

第 34 条 本会の変更は、総会の決議とする。但し、緊急を要する事項については役員会において決定し、総会で承認を得る。

第 35 条 本会則に定めていない事項については、その都度、役員会において協議、決定する。

本会則は、2012年3月1日より実施する。

附則

第 6 条付 中学 3 年生は、ボーイズリーグの規定により、公式試合の参加は 8 月をもって終了するが、練習には参加できる。

費用:9月～11月 8,000円/月(平日練習分を含む)、12月以降は無料